

## 【機能強化加算・地域包括診療加算2・認知症地域包括診療加算2】

当院では「機能強化加算」「地域包括診療加算2」「認知症地域包括診療加算2」を算定する患者様に「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っております。

- ・ 他の医療機関の受診状況、処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。
- ・ 必要に応じて専門の医師・専門医療機関をご紹介します。
- ・ 健康診断や予防接種等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・ 介護・保健・福祉サービスについてお気軽にお問合せください。
- ・ 患者様の状態に応じ28日以上長期投与、リフィル処方箋の交付の対応が可能です。
- ・ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

[医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について](#)